産休・育休おまかせプランのご案内

令和7年4月1日より、育児休業法及び雇用保険法が改正され、柔軟な働き方の整備や対象者への周知・意向確認などが義務づけられることになります。 同時に、復職後の時短勤務や出生後に申請できる給付金が新設され、利用者が

拡大され、育休期間の延長の際の手続きが厳格化されます。

当事務所では現在、育児休業給付金の申請代行を致しておりますが、より充実したサービスを提供できるよう『産休・育休おまかせパック』として料金設定を致しましたのでご案内させて頂きます。

さえき社会保険労務士事務所

*給付金・助成金は男性従業員でも対象となります

スポット業務	単発でのご依頼の場合	フルサポートの場合
産休前・復職前の面談 (各1回 制度の案内と意向確認等)	30,000	
育児休業給付金(初回申請)	30,000	150,000
育児休業給付金(2回目以降の申請) 1回の申請あたり	10,000	
育児時短就業給付金(初回申請)	30,000	育休と時短の期間延長の 際は1回あたり5千円の
育児時短就業給付金(2回目以降の申請)1回の申請あたり	10,000	追加料金が発生致しま す。
出生後休業支援給付金	10,000	

- 選育休給付金は1歳まで休業5回、時短2才まで6回が通常の申請回数になります。
- (建フルサポートは1歳までの育休と時短で復職される場合に選択されますとお得になるコースです。
- (注顧問契約を頂いた場合はお値引きがございます。)

*育休に関する助成金申請も代行いたします。

【両立支援助成金】R7年度の予算額より助成額〇出生時両立支援コース(男性育体)1人目20万〇育児休業等支援コース育休取得時30万

職場復帰後 30万

○育休中の新規雇用(業務代替)支援コース 6ヶ月以上 67万5千

〇柔軟な働き方選択制度等支援コース 20万 20万

〇介護離職防止支援コース 取得時・復帰後にそれぞれ **40万**

②受給要件をすべてパスした場合の助成額となります。 ご検討の際には御見積にてご提示させて頂きます